

小規模飲食店の経過措置

経営規模が小さい飲食店については、事業継続に影響を与えることが考えられることから、既存特定飲食提供施設の条件を満たせば、経過措置として店内での喫煙が認められます。

既存特定飲食提供施設の条件

- ①～③のすべてを満たす事業者の該当施設は、既存特定飲食提供施設として、喫煙可能室を設置することができます。
- ① 2020年4月1日時点で、営業している飲食店であること。
※法施行後に何らかの状況の変更があった場合に、引き続き「既存の飲食店」に該当するかどうかは、事業の継続性、経営主体の同一性、店舗の同一性等を踏まえて総合的に判断されます。
- ② 中小企業基本法における定義などから資本金5,000万円以下であること。
※一の大規模会社が発行済株式の総数の2分の1以上を有する場合などを除く。
- ③ 客席面積100㎡以下であること。

運用にあたってのルール

- ・ 所定の様式によって、市に届出が必要です。
 - ・ 20歳未満の人を喫煙可能室に立ち入らせてはいけません。
 - ・ 次の書類を備え、保管する義務があります。
- ① 喫煙可能室設置施設の客席部分の床面積が分かる資料。
 - ② 会社経営の場合、資本金の額または出資の総額に係る資料。
※「客席」とは、客が飲食するために利用する場所で、店舗全体のうち客席から明確に区分できる厨房、トイレ、廊下、会計レジ、従業員専用スペース等を除いた部分。
※「床面積が分かる資料」とは、例えば店舗図面のことを指す。
- ・ 喫煙可能室の管理権原者等は、施設の営業について広告または宣伝をするときは、喫煙可能室を設置していることを明らかにしなければなりません。



最新の情報は、
厚生労働省ホームページで確認できます。

厚労省 受動喫煙対策

検索

お問い合わせ

熊本市受動喫煙防止対策専用コールセンター ☎ 096-361-2211

月～金(祝日・年末年始除く) 8時30分から17時15分

令和元年(2019年)8月発行

健康増進法の改正に伴い、

2020年4月から 喫煙ルールが変わります

2018年7月、健康増進法の一部を改正する法律が成立しました。これにより、多くの人が利用するほとんどの施設では、喫煙のためには各種喫煙室の設置が必要となります。



施設を管理する方のルール

- ・ 喫煙してはいけない場所に、喫煙をするための器具や設備を設置することはできません。
 - ・ 屋内に喫煙室を設ける場合は、喫煙室及びその施設の主な出入口の見やすい場所に、その旨を表示する義務があります。
 - ・ 喫煙してはいけない場所で喫煙をしている(または喫煙しようとしている)者に対して、喫煙の中止またはその場所からの退出を求めるよう努める義務があります。
- ◆ 違反者には罰則が課せられることもあります。

熊本市健康づくり推進課

規制の対象となる施設

第一種施設 (2019年7月～)	第二種施設 (2020年4月～)	喫煙目的施設 (2020年4月～)
原則敷地内禁煙 学校、病院、児童福祉施設、行政機関の庁舎など	原則屋内禁煙 第一種施設及び喫煙目的施設以外の多数の人が利用する施設 ※一部の飲食店には経過措置があります	喫煙可 たばこの対面販売をしているなどの一定の条件を満たしたバーやスナック、たばこ販売店、公衆喫煙所

※住居や入所施設の個室など人の居住する場所、ホテルや旅館の客室、鉄道や船舶の宿泊用の客室、屋外は規制の対象にはなりません。ただし、喫煙する場合は他の人に受動喫煙が起らないように配慮する義務があります。



第二種施設のルール

第二種施設の例

事務所、工場、ホテル・旅館、飲食店、商業施設、体育館、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、美容院、娯楽施設など、2人以上が利用する施設は幅広く該当します。

規制内容

原則屋内禁煙となります。屋内に喫煙室を設置する場合は、喫煙専用室の条件を満たす必要があります。なお、屋外は規制の対象外ですが、喫煙場所を設ける場合は、受動喫煙が起らない場所となるように配慮してください。



喫煙専用室を設置する場合の条件

- 第二種施設の屋内の一部の場所であること。
※施設内の全部の場所を喫煙専用室とすることはできません。
- 喫煙専用の場所であること。
※喫煙専用室内では、飲食など喫煙以外のことはできません。
- 喫煙室から施設の屋内にたばこの煙が流出することを防止するための基準（＝技術的基準）を満たしていること。
- 喫煙室の出入口の見やすい場所に「喫煙をすることができる場所であること」、「20歳未満の者の立入り禁止であること」を記載した標識を掲示すること。
※標識は厚生労働省のホームページからダウンロードできるほか、熊本市でも配布しています。
- 施設の主な出入口の見やすい場所に、喫煙専用室が設置されていることを記載した標識を掲示すること
※指定たばこ（加熱式たばこ）専用喫煙室の設置もできます。



喫煙専用室におけるたばこの煙の流出を防止するための技術的基準

- ①～③の基準をすべて満たす必要があります。
 - ① 出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、0.2m毎秒以上であること。
 - ② たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること。
※「壁、天井等」とは、建物に固定された壁、天井のほか、ガラス窓等も含むが、たばこの煙を通さない材質・構造のものであること。
※「区画」とは、出入口を除いた場所において、壁等により床面から天井まで仕切られていることで、たばこの煙が流出するような状態は不可。
 - ③ たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること。
- ◆施設の管理権原者等の責めに帰することができない理由によって技術的基準を満たすことが困難な場合は、一定の経過措置が設けられています。



運用にあたってのルール

- 20歳未満の人を喫煙専用室に立ち入らせてはいけません。
- 喫煙専用室（指定たばこ専用喫煙室を含む）を廃止しようとするときは、喫煙専用室に掲示した標識を撤去する義務があります。
- 施設内のすべての喫煙専用室を廃止しようとするときは、ただちに施設の主な出入口に掲示した標識を撤去する義務があります。
- 指定たばこ専用喫煙室の管理権原者等は、施設の営業について広告または宣伝をするときは、指定たばこ専用喫煙室を設置していることを明らかにする必要があります。